

介護保険料納入通知書・ 決定通知書を送付します

介護保険

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

介護保険では、介護保険給付に係る費用等や利用者の所得状況等を考慮して、定期的に制度の見直しを行っています。介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支え合い、安心して暮らすための制度です。制度が円滑に運営されるよう、制度へのご理解と、保険料の納付にご協力をお願いします。

令和4年度の介護保険料 *令和3年度～令和5年度までの保険料

65歳以上の方の保険料は、介護保険サービスに必要な費用等から算出された基準額をもとに所得に応じて決まります。

対象者の基準		所得段階	基準額に対する割合	年額
本人および世帯員全員が住民税非課税	・合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者である方	第1段階	0.30	19,080円
	合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	第2段階	0.50	31,800円
	合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	第3段階	0.70	44,520円
世帯に住民税課税者がいるが本人が住民税非課税	合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	第4段階	0.90	57,240円
	合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	第5段階	1.00	63,600円
本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	第6段階	1.20	76,320円
	合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階	1.30	82,680円
	合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第8段階	1.50	95,400円
	合計所得金額が320万円以上の方	第9段階	1.70	108,120円

※介護保険料の年額が確定した後でも、本人および世帯員の昨年度の所得や課税状況に変更が生じたり、本人が転出または亡くなられた場合は、介護保険料の年額が変更になる場合があります。

※令和4年度について、住民税世帯非課税者を対象として、公費による軽減強化を下記の通り実施します。

【基準額に対する割合】 第1段階…0.50→0.30、第2段階…0.75→0.50、第3段階…0.75→0.70

保険料の納め方

介護保険料の納め方は、受給している年金(障害年金・遺族年金を含む)の額により2種類に分けられます。

普通
徴収

年金受給額が年額18万円未満の方

納入通知書もしくは口座振替で納めます。7月中旬に年間全8期分の納入通知書を送付します。

特別
徴収

年金受給額が18万円以上の方

年金からの天引きで納めます。介護保険料の年額を年6回に分けて、年金から天引きします。

※年金額が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。

保険料の納め忘れ、
滞納にご注意ください!

*納期限から1年以上介護保険料を納めていない方は、滞納期間に応じて次のように保険給付が制限されますのでご注意ください。

- ・1年以上滞納…費用の全額を利用者が一旦負担し、申請後に保険給付9割(一定以上の所得者は8割または7割)が支払われます。
- ・1年6カ月以上滞納…保険給付の一部または全部が一時差し止めとなります。
- ・2年以上滞納…利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。